

～ 市内宿泊施設営業者の皆様へ ～

旅館業条例・民泊条例等が改正されました

令和2年7月1日施行

金沢市では、宿泊者に安全安心な宿泊環境を提供し、市民の安全安心な生活環境を確保するため、宿泊施設に関する条例を改正いたします。

現在すでに宿泊施設を営業されている皆様、開業を予定されている皆様におかれましては、条例等の改正内容をご理解いただき、ご対応をお願いいたします。



◆◆ 関係条例 ◆◆

旅館業

名称が変更になりました

『金沢市旅館業法施行条例』改正
『金沢市旅館業法施行規則』

『金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例』
『金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則』

住宅宿泊事業(民泊)

『金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例』改正
『金沢市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する規則』**制定**



◆◆ 改正の要点 ◆◆

※ 詳細は裏面をご覧ください 

基本理念

市・事業者等の責務、市民の役割

が規定されました

簡易宿所

における 玄関帳場 又は 施設外玄関帳場

の設置が義務化されました

管理者の設置

管理者等の玄関帳場等での駐在

が義務化されました

旅館業・民泊 適正な運営 の確保

宿泊者・近隣住民への対応

火災対策

が規定されました

※ 条例の規定などに違反した場合の措置として、公表・過料等も規定

お問合せ 金沢市保健所 衛生指導課

920 - 8533 金沢市西念3丁目4番25号

TEL 234-5111 / 234-5114

MAIL eishi@city.kanazawa.lg.jp

★ 各条例や法律、お手続きなどについては、市ホームページをご覧ください。

改正の内容 ①

◆◆ 本市の宿泊施設に対する考え方 ◆◆

本市では、旅館業や住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、改正条例に下記のとおり規定いたしました。

- 基本理念**
- ① 宿泊者に良質で多様なサービスを提供
 - ② 宿泊者・市民に安全安心
 - ③ 地域の生活環境との調和に配慮
 - ④ 地域コミュニティの活性化に寄与

- 市の責務**
- 基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する

- 事業者の責務**
- ① 自主的にサービスの向上に努める
 - ② 市の施策に協力する
 - ③ 地域コミュニティの重要性を理解し、地域活動に協力する

- 市民の役割**
- 市や事業者の取組を理解し、市の施策に協力する

◆◆ 条例改正により追加される基準【旅館業の場合】 ◆◆

住宅宿泊事業は裏面をご覧ください



1. 簡易宿所の構造設備基準（許可要件）

(1) 玄関帳場（施設外玄関帳場）の設置

※ 施行日以降に許可申請を行う簡易宿所と改築や大修繕を行う既存の簡易宿所に適用

簡易宿所には、宿泊者との面接に適する玄関帳場の設置が義務化されます。
管理者不在簡易宿所 の場合は、施設外玄関帳場を設置することとします。

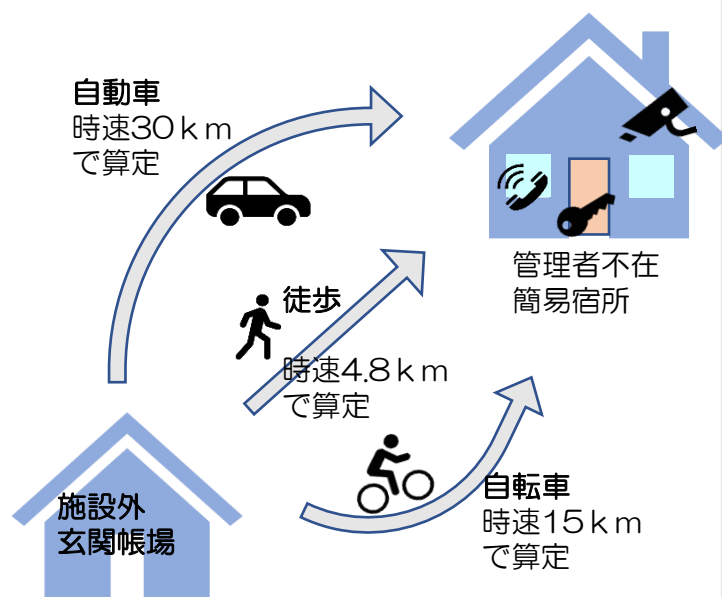
▶▶ 管理者不在簡易宿所とは？

簡易宿所のうち、宿泊者が利用する間、その施設内や同一もしくは隣接する敷地にある建物内に管理者等が常に駐在する施設以外のものを指します。

【管理者不在簡易宿所の要件】

- ① 簡易宿所の出入口が施錠可能であること
- ② 簡易宿所への人の出入りの状況を確認できる設備があること（監視カメラ等）
- ③ 宿泊者が管理者等と連絡が取れる設備を備えること（電話、タブレット端末等）
- ④ 簡易宿所に概ね10分以内に到着※できる場所に施設外玄関帳場を設置すること（右図参照）

【※概ね10分以内に到着できる距離】



(2) 標識の設置

※ 全ての簡易宿所に適用

簡易宿所と施設外玄関帳場の外部から見やすい場所に設置が必要です。
 記載内容は、下記のとおりとします。

【簡易宿所標識】

- 営業者氏名
法人は法人名
- 管理者の連絡先
- 簡易宿所の名称
- 施設外玄関帳場の所在地と連絡先
* 管理者不在型の場合のみ

【施設外玄関帳場標識】

- 簡易宿所の名称
* 複数施設の受付を行う場合は、全てを記載する
- 施設外玄関帳場である旨

※ 市が作成し交付します。

2. 旅館業の適正な運営に関すること

※ 全ての旅館業施設に適用

(1) 旅館業の適正な実施（営業者の責務）

① 宿泊者の面接	施設の内部か施設外玄関帳場において、宿泊者の本人確認、人数確認、適切な鍵の受渡しを行うこと
② 宿泊者への説明事項	文書や図面を用い、騒音、ごみ処理、防火等に関するルールや施設の使用方法を説明すること
③ 管理者の設置 緊急時対応の体制整備	管理者を定め、宿泊者・近隣住民からの苦情問合せの際や緊急時に適切かつ迅速に対応するための体制を整備すること
④ 管理者等の 玄関帳場での駐在	人が宿泊する間、施設内か施設外玄関帳場に管理者等を駐在させること

※ 旅館ホテル営業における玄関帳場代替設備の基準

- 宿泊者の容姿と旅券が画像で鮮明に確認でき、宿泊者名簿とともに保存可能であること
- 画像が施設から発信されていることが確認できること

(2) 火災対策等の整備

【管理者不在簡易宿所】

- ① 消火器を宿泊施設の内部と外部に設置
- ② 自動火災報知設備と火災通報装置の設置と連動
- ③ 火災により近隣建物に与えた損害を補償するための保険等に参加（努力義務）

【上記以外の施設】

- ① 消火器を宿泊施設の内部に設置



改正の内容 ②

◆◆ 条例改正により追加される基準【住宅宿泊事業の場合】◆◆



住宅宿泊事業の適正な運営に関すること

(1) 住宅宿泊事業の適正な実施 (事業者の責務)

① 宿泊者の面接	届出住宅内部において、宿泊者の 本人確認、人数確認 を行うこと ※面接と同等の方法で行う場合を除く
② 宿泊者への説明 事項	文書や図面を用い、 騒音、ごみ処理、防火等 に関し、 施設使用のルールを説明 すること
③ 説明事項の 掲示等	②の説明事項を記載した書面（もしくは直ちに表示できる機器）を宿泊客の見やすい所に備えること
④ 現地対応管理者の 待機場所での駐在	人が宿泊する間、現地対応管理者を「現地対応管理者待機場所」に駐在 させること ※ 現地対応管理者待機場所 の要件 届出住宅もしくは同一建物の内部、 又は、届出住宅に 概ね10分以内 に到着する場所

※ 面接と同等の方法として認められるもの

- 宿泊者の容姿と旅券が画像で鮮明に確認でき、宿泊者名簿とともに保存可能であること
- 画像が施設から発信されていることが確認できること

(2) 火災対策等の整備

【**住宅の管理が住宅宿泊管理業者により行われる住宅**】の場合

- ① **消火器**を宿泊施設の**内部と外部**に設置
- ② **自動火災報知設備と火災通報装置**の設置と連動
- ③ 火災により近隣建物に与えた損害を補償するための**保険**等に参加（努力義務）



【**家主同居型住宅**】の場合

- ① **消火器**を宿泊施設の**内部**に設置

◆◆ その他 ◆◆

【**報告徴収・立入検査**】 条例独自の規定（旅館業・民泊の適正な運営の確保）に関し必要な場合

【**勧告**】 【**命令**】 旅館業・民泊の適正な実施（営業者の責務）に違反した場合

【**公表**】 法や条例の規定による命令等をした場合
（公表事項） 営業者の氏名・住所、施設の所在地、命令の内容 等

【**罰則**】 条例の命令に違反した場合等 5万円以下の過料